平成２２年（フ）第２３３０号
大阪市東淀川区大桐２丁目３番８号　太田ハイツ２Ａ号
破産者　中島　孝博
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４９６号
大阪府高槻市野田１丁目６番25号、開始決定時の住所大阪府高槻市野田１丁目20番12号
破産者　有限会社オーテック
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５０７号
大阪府高槻市宮田町２丁目17番37―502号
破産者　有限会社アウルコール
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５５１号
名古屋市東区泉１丁目21番18号
破産者　株式会社リーヴサポート
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５５８号
大阪市福島区野田１丁目１番86号大阪市中央卸売市場本場内
破産者　株式会社伊加清
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８５１号
大阪府門真市岸和田１丁目１番17号
破産者　株式会社ウエストジャパン
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５５号
堺市西区浜寺船尾町東４丁36番地
破産者　有限会社柏商事
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８１２号
大阪府堺市美原区小寺393番地２
破産者　株式会社アクア関西
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
島根県簸川郡斐川町大字坂田605番地
破産者　岡田服装株式会社
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第２８号
宮崎県延岡市平田町1287番地
破産者　有限会社早瀬建設
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第３５３２号
横浜市南区永楽町２丁目22番地
破産者　株式会社ＭＴＭ
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５４０号
横浜市青葉区藤が丘１丁目８番地８ボニート藤が丘203号室
破産者　アイテック有限会社
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６３４号
横浜市磯子区丸山２丁目23番19号
破産者　有限会社角屋建築
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４５５号
神奈川県平塚市河内446番地の３
破産者　株式会社香魚軒
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４１８号
京都市南区西九条森本町４番地
破産者　ハスク技研株式会社
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０１１号
京都市南区上鳥羽山ノ本町28番地
破産者　株式会社ジーロールカンサイ
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３７号
松江市大垣町1808番地
破産者　加藤　秀和
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０９号
山口市下小鯖1330番地の49
破産者　横川工業株式会社
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２０２号
山口県宇部市大字際波446番地の７
破産者　有限会社大高特殊塗装
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第８３４号
高知市仁井田116番地１
破産者　有限会社公文工業
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１９７号
大分県別府市大字鶴見4414番地の１
破産者　有限会社吉永ボーリング
1　決定年月日　平成22年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第４１号
北海道滝川市黄金町東１丁目２番13号　エステーコーポＢ―２号室
破産者　大西　博一
1　決定年月日　平成22年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係